

千葉県環境負荷低減事業活動(農業分野)の推進について

令和5年10月4日
安全農業推進課

県ではこれまで、土づくりや化学肥料・農薬の使用の低減など環境保全型農業を推進してきました。みどりの食料システム法の制定に伴い、新たに温室効果ガスの排出削減や土壌への炭素貯留など、農業者の環境負荷低減に資する取組についても推進してまいります。

認定を受けた農業者は、各種の支援措置を受けることができます。

1 みどりの食料システム法に基づく基本計画 の概要

千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画

【趣 旨】

本県の農林水産分野の持続的な発展に資するため、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図る。

【2030年の目標】

- ・化学農薬使用量 10%低減(基準年2019農薬年度)
- ・化学肥料使用量 20%低減(基準年2016肥料年度)
- ・有機農業の取組面積: 1,200ha
- ・農林水産業における温室効果ガス排出削減量 7.4%削減(基準年2013年度)
- ・加温面積に占めるハイブリッド型園芸施設等の割合 50%

【主な取組】

- ・化学農薬、化学肥料の使用量低減や温室効果ガス排出削減に資する取組を推進するとともに、家畜排せつ物のたい肥化や生分解性マルチ等の利用を促進
- ・消費者の理解促進のため、イベント等において環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物のPR支援、食育、「ちばエコ農産物」ロゴマークの活用などを促進

2 認定する環境負荷低減事業活動

みどりの食料システム法に基づく基本計画に沿った環境負荷低減事業活動

(1) 有機質資材などの施用による土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減を一体的に行う事業活動

【例】有機農業、ちばエコ農業、持続農業指針に沿った農業生産方式

(2) 温室効果ガスの排出量削減に関する事業活動

【例】施設園芸における省エネ機器や施設・設備等の導入、電動農機の利用、農業への再生可能エネルギーの導入、温室効果ガスの排出量の削減に資するスマート農業機器等の導入、家畜排せつ物処理高度化施設の導入による家畜排せつ物の堆肥化の徹底

(3) その他、農林水産大臣が定める事業活動

【例】慣行飼料の環境負荷低減型配合飼料への転換、炭素貯留効果の高いバイオ炭の活用、生分解性マルチなど代替資材の活用、水田での冬期湛水

3 主な支援措置

- ・農業改良資金の償還期間の延長
- ・環境負荷低減事業活動に必要な施設・設備等の導入に対する税制優遇
- ・みどり戦略交付金等関連予算の優先採択
- ・特定区域内の事業活動の場合、農地転用や補助金等交付財産の目的外使用の承認等の手続のワンストップ化

4 書類の提出先

各農業事務所企画振興課